

民主社民の小沢雅仁です

地方自治法改正案に反対の立場で討論を行います

反対の理由の第1は大規模な災害感染症の蔓延など国民の安全に重大な影響を及ぼす自体であれば個別法に規定がなくても国が自治体に必要な対策を指示できるようにするいわゆる補充的指示権などの特例は想定できない事態をあえて想定したものであり特例を規定するような法案の根拠となるべき立法事実がないことです今回の改正案改正法改正で補充的な指示権を作り国と自治体間で情報交換や情報流通する制度を作ったところでダイヤモンドプリンセス号問題はどのように打開できたのか全国一世急行要請は法的根拠があればうまくいったのかあべのマスクや四日間連続で三十七点五度以上でなければ検査もできなかったことや地方を無視国の準備もできていなかったワクチン接種百万回の大号令も同様ですこれらの事実関係の綿密な検証がない限り今回の法改正はありえませんが既存の災害法制が文献的な立て付けになっていてそれだから機能不全を起こしてこんな対策がうまくいかなかったのではなくすでに十分集権的な要素があったにもかかわらずそれを上手に使いこなすことができなかつたあたかも縫製の立て付けが悪いからそこに問題があるのだと落とし込んでいっているのが今回の自治法改正案の最大の問題点です反対の大理由はいわゆる補充的指示権などの特例は二千年の地方分権改革一括法に基づき積み上げられてきた国と自治体との関係を上下師匠から対等協力に改めた地方分権改革の成果を無にして分権への流れを逆行させ憲法九十二条の保障する地方自治の本旨に反することです六月十一日の参考人質疑において早稲田大学政治経済学術院の小原高原教授は親切第十四章の補充的な指示権は国が自治体に対して余計なおせっかいをするその道を開くものだという認識を示し地方自治法第一条で国と地方公共団体のとの基本的な関係を確立し地方公共団体の健全な発達を保障する目的を目的としながら心十四章で地方自治の本旨を否定するつまり地方自治法自体が地方自治法を自己否定しているということに当たる懸念を強く持ち端的に申し立て新設の第十四章はいらないと思っているとの見解を述べられました反対の第三の理由は指示権発動の要件が極めて曖昧の上に発動の手続きは閣議決定のみとなっており事前の自治体との協議調整の義務はなく意見聴取も努力義務にとどまり国会の関与もないなど濫用が懸念され自治体への国の不当な介入を誘発する恐れが高く将来どんどん拡大解釈される恐れがあることです全国知事会をはじめとする多くの関係団体から拡大された国の指示権行使の際には事前に関

係自治体と十分な協議調整を行うことが求められていましたしかし改正案には事前協議調整を義務とする規定はどこにも存在しませんあるのは国が地方自治体から資料や意見を提出するよう求められる努力義務規定だけですこれでは全国知事会をはじめとする地方からの要求に正面から答えたものでないことは明らかです地方自治体の組長が地方分権への逆行や恣意的運用への懸念や反対の声が続々と挙げられていることさらには地方議会が補充的指示権を含む本改正案の審議について慎重審議を求める意見が日に日に可決されています松本大臣さらには賛成される議員の皆さんこうした地方の声を無視して法改正をして良いのでしょうか改めて立ち止まっていただくことは強く求めたいと思いますまた松本総務大臣が事前事前の国の関与を認めない理由として説明しているのは地方制度調査会では事前協議をしていると緊急事態に対して機動性に変えた対応しかできないので国会の関与はいらなくて閣議決定でいいのだという議論であったと答弁されましたしかし小原教授が今回の制度改正につながる地方制度調査会の一年分の議事録を全て点検したところ機動性に欠けるという言葉が出てきたのは山本委員長と田中行政課長が機動性に欠けるという議論だったよねはいそうでしたねというやりとりのみで公式記録上は機動性にかけるから国会の関与は要らないんだとの議論はなかったのに機動性に欠ける議論があったのだということで国会の関与を弱めることは国会の最高機関としての権限を損ないかねない重大な問題であると指摘されました松本総務大臣はこの指摘にどう答えますか反対の第四の理由は本来大規模災害や感染症への対処においては自治体と国が連携協力することこそが大事であるにもかかわらず指示的補充的指示権調整に関する支持応援の指示のいずれも国が常に正しいとの前提で国の一方的指示に従う義務自治体に勝つ者であり自治体の側の主体性や自発性をも損ない現場の的確な判断や対処を妨げかねないことです地方制度調査会の専門小委員会では非平時として自然災害感染症武力攻撃の三類型が議論されました想定していない事態とはどういう事態なのかを正したところ特定の事態を排除しないとしながら武力攻撃事態では必要な規定を設けているから補充的七事件は設定していないとする一方で大規模災害や感染症では想定していない事態に対処するため補充的七事件が必要だとしているのも大きな矛盾です武力攻撃事態対処法制で想定していない事態に対応できるというのであれば大規模災害や感染症について必要な個別法改正で対応できるはずです補充的指示権の要件や範囲も不明確で恐れがあるなどの判断は全て各大臣に一任されています事前の

自治体との協議調整の義務はなく意見聴取も努力義務にとどまっており実効性が担保されておりません事前報告や事後事前承認など国会の関与もないなど閣議決定のみで活動可能となっています時の内閣の恣意的な判断で自治体に指示を行う余地を残すものであり濫用が懸念されます改めて申し上げます二千年の地方分権改革一括法により国と地方は上下主従から対等協力の関係となり機関委任事務制度も廃止されました自治体に対する国の関与の原則も法定化され必要な最小限度のものとするとともに自治体の自主性及び自立性に配慮しなければならないとされました違法な事務処理をした当の場合是正の指示ができるのは法定受託事務のみで自治事務については是正の要求までしかできないとされ個別法に基づく指示もあくまでも極めて抑制的に例外的なものとして可能としているに過ぎません今回の個人的指示権などの特例によって国は自治体の自治事務の処理に対し個別法の根拠規定なしに違法等でなく緊急でない場合でも指示権の行使が可能になりますこのことは地方分権改革の成果を無にして上下市場への時代へと分権の流れを逆行させるとともに憲法の保障する地方自治の本旨に反する問題です立憲民主党は今回の改正に対し憂慮する組長や有志有識者関係労働組合また立憲民主党自治体議員ネットワークや政令指定都市政策連絡会等との連携を強化し最低限指示権行使を極めて限定的にするため国の地方への関与の原則の維持自治体との事前協議調整の義務化国会の関与と事後検証の義務化という三点を柱にした修正を与党に求めましたが全く受け入れられませんでした憲法にある地方自治の本旨は自治体は地域の運営に対して自己決定権を有しており国が必要な範囲を超えて介入してはならないという原理があります住民に身近な行政はできるだけ自治体に委ねること防災公衆衛生などまさに住民に身近な行政は自治体の役割でありこれは自治体の教示です地方分権推進決議から三十年よう地方分権一括法から四半世紀となりますが国からの地方への税財源の移譲を含め分権改革は道半ばです立憲民主党は真の地方自治の確立を目指し地方分権地域主権改革の推進に全力で取り組む決意を申し上げまして政府案に断固反対の討論を終わります